



コンビニ弁当



ビデオテープ



プラスチックのごみ箱



カメラのフィルム



スナック菓子



スプレー瓶



洗車ブラシ



パック売りの肉



乾燥剤



CD



レジ袋

『プラスチックごみとして 収集するもの しないもの』

ごみの分別説明会では、商品そのものについての説明ができなかったため、収集しているプラスチックごみの中に、対象にならないプラスチックの製品（洗面器・ビデオテープ・植木鉢など）や汚れたものが、3分の1ほど入っているのが現状です。そこでプラスチックごみの分別の基本について再確認をお願いします。

まずは、プラスチックごみになるものの見分け方を再確認しましょう

- ①商品が入っていた容器や包装がプラスチック製のもので、プラスチック識別表示マーク（プラマーク）がついているもの。（ラベルに表示されている場合もあります。）
- ②みかんやたまねぎなどのネット、りんごなどの果物の保護材や電気製品の緩衝材には、
プラマークがついていない場合もありますが、これらもプラスチックごみの対象になります。
上記以外のものは、もえるごみとして出してください。

プラスチック識別表示マーク



問 見出しの写真に写っているもので、プラスチックごみになるものは、いくつあるでしょうか

下の枠に書き込んでみてください。

プラスチックごみとして収集するもの	プラスチックごみとして収集しないもの

答えは、次のページで確認してください。